

【新型コロナウイルス】日本入国時の陰性証明書の有効検体追加について

- 日本入国時に提示が求められている「出国前 72 時間以内の陰性証明書」の採取検体に、ロシアの検査機関でも広く用いられている検体「Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs (鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合)」が有効な検体として追加されました。
- これにより、日本検疫の指定フォーマットも更新されました。(旧来の指定フォーマットも引き続き使用可能ですが、今後取得なさる方は新フォーマットをご利用ください。)
- これまでも当館からご案内したユーロメッド・クリニック及びコンプレックス・クリニックは、引き続き日本政府指定フォーマットでの証明書の取得が可能です。
- 7月1日午前時点でのサンクトペテルブルク市における累計感染者数は、前日比 1,612 名増加しました。死亡者の前日比増加は 115 名です。

1 日本入国時の陰性証明書の有効検体追加について

(1) これまでは、日本入国時に必要なロシア出国前 72 時間以内に検体採取した陰性証明書(英語または英語併記。ロシア語のみは不可。)の有効な検体として「Nasopharyngeal swab (鼻咽頭ぬぐい液)」または「Saliva」(唾液)のみが認められていましたが、7月1日(木)0時(日本時間)日本到着以降は、新たにロシアでも広く用いられている検体「Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs (鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液)」も有効な検体として追加されました。

改定された新指定フォーマット：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf> (日本語・英語版)

<https://www.ru.emb-japan.go.jp/202106302.pdf> (英語・ロシア語版)

(2) 検査機関にて我が国指定のフォーマットに直接記入してもらうことが推奨されていますが、困難な場合には検査機関が発行する任意の英文フォーマットの提示も可能です。その際には検体の表記が「Nasopharyngeal swab」、「Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs」または「Saliva」のいずれかであること、検査方法が RT-PCR など我が国指定フォーマットに記載されている検査方法であること、また、検査日時・氏名・性別・生年月日・旅券番号・国籍の記載に誤りがないことをご確認願います。

(3) なお、これまでも当館からお知らせした「ユーロメッド・クリニック」及び「コンプレックス・クリニック」は、引き続き我が国指定フォーマットでの陰性証明書の取得は可能です。

・ユーロメッド・クリニック：<https://euomed.ru/>

・コンプレックス・クリニック：<https://clinic-complex.ru/>

またシェレメチェボ空港ターミナルDに所在する「Arhimed」で発行される任意の英文陰性証明書も引き続き有効であることに変わりありません。

参考：厚生労働省 HP「検査証明書の提示について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

2 ロシア連邦消費者権利及び福祉監督庁によると、サンクトペテルブルク市における感染者数は、7月1日午前時点で前日比1,612名増です。死亡者の前日比増加は115名です。レニングラード州での感染者数は182名増え、死亡者の前日比増加は13名です。

【問い合わせ先】

在サンクトペテルブルク総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: [30 Millionnaya St., St. Petersburg, Russia 191186](#)

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)703-54-63

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/index.jp.htm>

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp